

愛媛県立中央病院のP F I事業者選定に関する措置請求

(受付日：平成21年7月1日)

1 請求内容(要旨)

県立中央病院整備運営事業のP F I事業者選定については、選定部会における各委員の採点記録が保管されておらず、また、選定部会の委員11名のうち6名が愛媛県職員であることなどから、根拠のない決定がなされたものであり、根拠のない決定に基づきなされた契約に伴う支出は違法であるので、県公営企業管理者は、契約の解除及び予算の執行停止、契約の解除に伴い発生する県の損害を契約当時の前公営企業管理者に請求すべきである。

2 監査委員の決定

却下

3 決定(却下)の理由

本件請求は、本事業における落札者の決定、契約の締結及び契約に伴う支出が違法又は不当であるとする根拠が、監査の端緒となり得る程度に具体的かつ客観的に示されていないため、住民監査請求の要件を具備しているものとは認められない。

本件は、和氣政次委員を除く3名の監査委員が決定しました。